第5回
（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会
資　　料

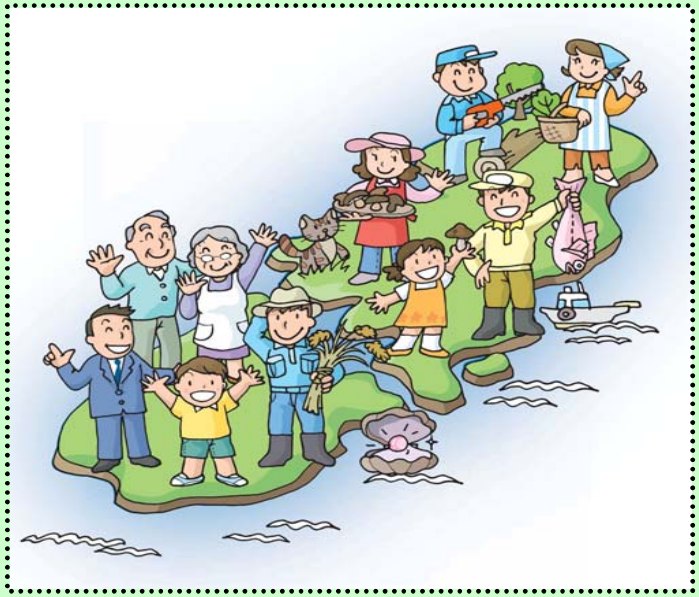

平成23年2月10日（木）

地域マネージャー研修会（（仮称）対馬市市民基本条例）について

地域とのパイプ役である地域マネージャー(職員）に対しても、現在市で取り組んでいる新たな仕組みづくりが「なぜ必要なのか？」ということについて研修会を開催

１．日　　時
　　平成２３年１月３１日（月）

２．講　　師
　　加留部　貴　行　氏

３．出席者数等
市内3箇所で実施（各1時間程度）
〇上県　　３３名出席
〇豊玉　　３２名出席
〇厳原　　６２名出席

合　計　　１２７名

（仮称）市民基本条例検討に関するアンケート結果（総括）

１．アンケートの目的
（１）第２回､第3回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会において、「これからの対馬のために大切にしたいこと」「市民が主役となるために何が必要でしょうか」と題し、ワークショップを開催し、意見のとりまとめを行ったが、同様の内容について、意見聴取する。

（２）（仮称）対馬市市民基本条例に盛り込む項目に関し、意見聴取する。

２．調査方法
（１）市民アンケート調査
・対馬市内に居住する１８歳以上の男女（H22.3.31現在）
・対馬市の住民基本台帳から２，０００人を無作為に抽出

（２）対馬市職員アンケート調査（デスクネット（職員回覧板）に掲載）

（３）高校生アンケート調査（高校へ依頼）

３．調査期間
（１）１月下旬～2月

回収数
１．市民アンケート調査　：　550通､27.5%
２．市職員アンケート調査：　131通
３．高校生アンケート調査：　790通

合　　計　　1,471通

（仮称）市民基本条例検討に関するアンケート集計表（市民・職員）６８１通

町別

厳原	美津島	豊玉	峰	上県	上対馬	不明
28%	20%	14%	7%	9%	15%	7%

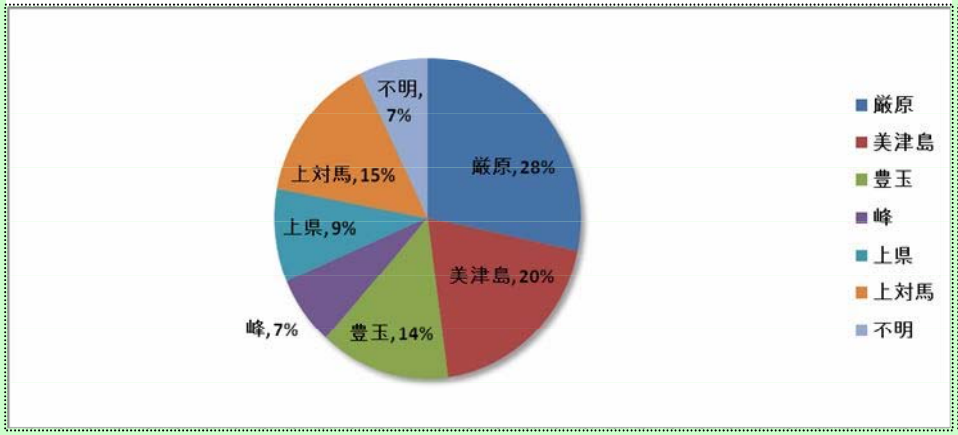

性別

男	女	不明
53%	42%	5%

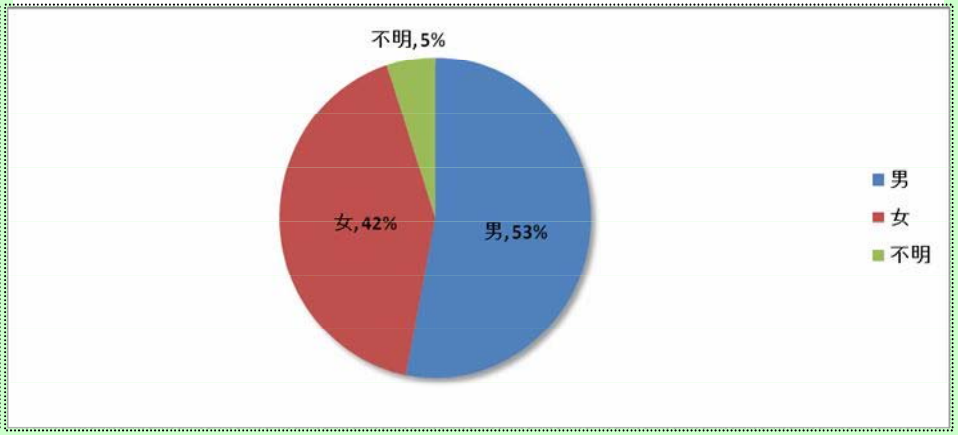

年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明
7%	13%	13%	23%	20%	12%	5%	0.1%	7%

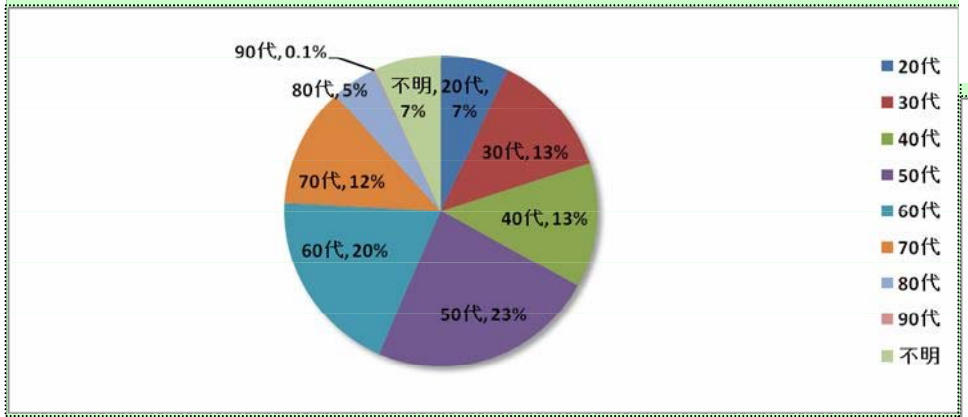

問　1
あなたは、対馬市において（仮称）対馬市市民基本条例の制定に向けて取り組んでいることを知っていますか？

○知っている方が３４%、知らない方が６２%とまだまだ認知度が低いため、更なる情報発信や意見を反映する手法を検討していく必要があります。

知っている	知らない	不明
34%	62%	4%

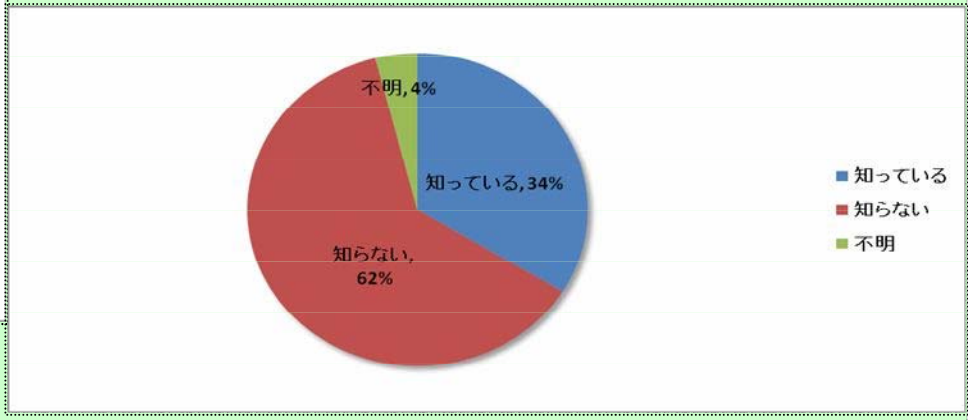

問 2
あなたは、これからの対馬のために大切にしたいことは、どんなことだと思いますか？
(複数回答可)

〇地域経済の活性化が81%と一番高く、次いで第1次産業の振興、自然環境を守っていくことが68%、観光の振興が45%、地域の絆が43%、協働のまちづくりが30%、韓国との関係、先人達からの学びが14%となっています。

自然環境を守っていくこと	地域経済の活性化	観光の振興（交流人口拡大）	第1次産業（農林水産業）の振興	韓国との関係	先人達からの学び（雨森 芳洲先生・陶山 訥庵先生）	地域の絆	協働のまちづくりの推進（地域マネージャー制度）	その他
68%	81%	45%	68%	14%	14%	43%	30%	7%

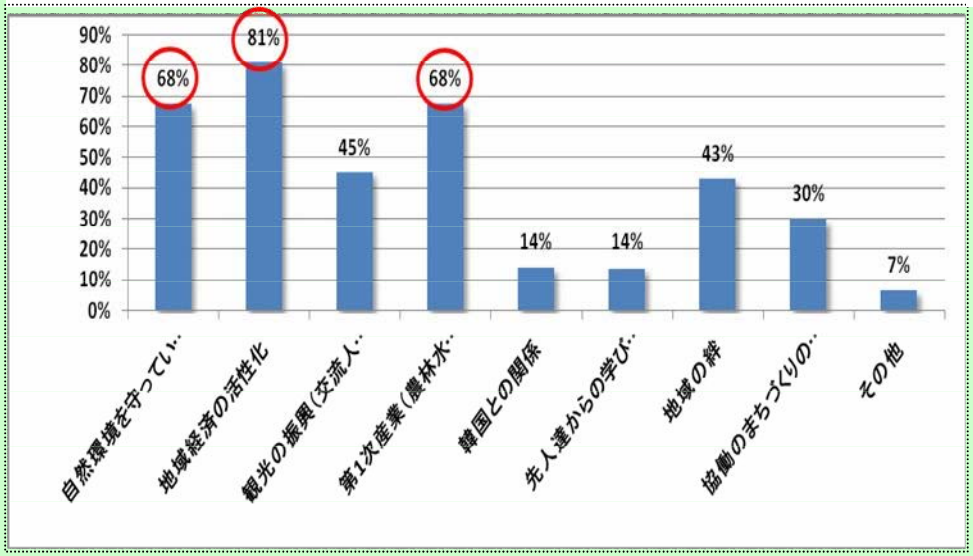

その他の意見
1．教育の充実
2．地産地消の推進
3．人材育成
4．対馬の風土、文化
5．就業場所

問 3
あなたは、市民が主役のまちづくりを進めていくため自分自身に何が必要だと思いますか？
（複数回答可）

〇対馬のことを知る、好きになることが62%と一番高く、次いで市政へ関心を持つことが60%、地域の活動に積極的に参加することが52%、自己の発言や行動に責任を持つことが35%、地域コミュニティに積極的に参加することが32%、ボランティア意識を持つことが31%となっています。

対馬のことを知る、好きになること	地域の活動に積極的に参加すること	ボランティア意識を持つこと	自己の発言や行動に責任を持つこと	地域コミュニティに積極的に参加すること	市政へ関心を持つこと	その他
62%	52%	31%	35%	32%	60%	4%

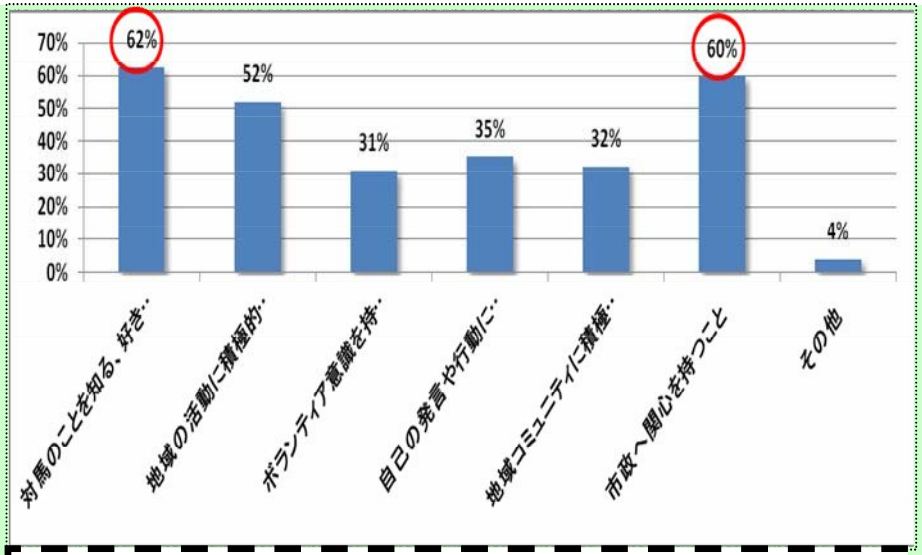

その他の意見
1．対馬の常識（田舎の甘え）と都会、世間の常識のちがいを自覚すること
2．有言実行。積極的参加
3．健康維持管理
4．老後は対馬へのUターン
5．みんなが大胆かつ足並みを揃えること
6．自由な発想を持つこと。思い込みを捨てること
7．まちづくりにおけるいろんな情報のキャッチ

問 4
あなたは市民が主役のまちづくりを進めていくために、どのような事柄を検討すべきだと思いますか？（複数回答可）

○市民の声を反映する行政のあり方が67%と一番高く、次いで行政情報の公開や説明のあり方が43%、それぞれ（市民、行政議会等）の役割や責務について、市の事業を実施する際の市民参加のあり方についてが39%、市の政策を検討する際の市民参加のあり方が38%、コミュニティ活動での市民参加のあり方が22%となっています。

それぞれ（市民、行政、議会等）の役割や責務について	市の政策を検討する際の市民参加のあり方	市の事業を実施する際の市民参加のあり方	行政情報の公開や説明のあり方	市民の声を反映する行政のあり方	コミュニティ活動での市民参加のあり方	その他
39%	38%	39%	43%	67%	22%	3%

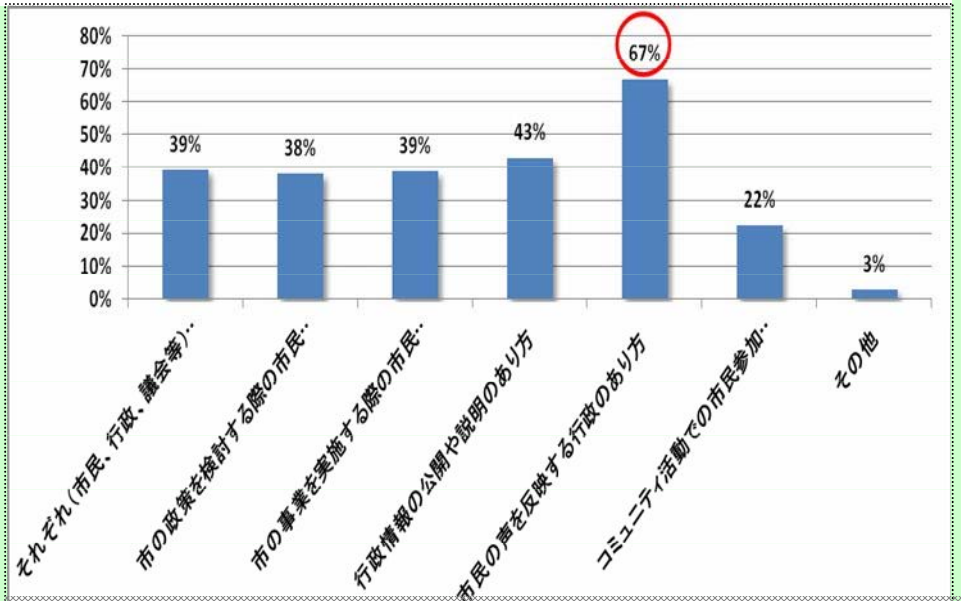

その他の意見
1．行事やグループ活動に市民の参加を
2．人任せにならない地域コミュニティができれば・・・
3．市民・行政・議員自身の啓発、スキル・レベルアップのきっかけづくり
4．条例で住民投票で難題を解決してもらいたい
5．市民の声に耳を傾ける事が大事

問 5
あなたは対馬市がもっと良くなるためにどんなことが必要だと思いますか？

主な意見
・人口流出・若者の定住対策（雇用の場）
・観光の振興（おもてなしの心、歴史を活かす、韓国人との相互理解）
・企業誘致
・市民意識改革、市民モラル向上（ポイ捨てをなくす）
・第1次産業（農林水産業）の振興
・本土との交通利便性向上（運賃低廉化）
・島内の交通利便性向上
・対馬のすばらしい自然環境を守っていくこと
・足の引っ張り合いをやめる
・市民の意見をもっと反映する行政
・人づくり

（仮称）市民基本条例検討に関するアンケート集計表（高校生）　７９０通

町別

厳原	美津島	豊玉	峰	上県	上対馬	不明
41%	23%	11%	4%	9%	11%	1%

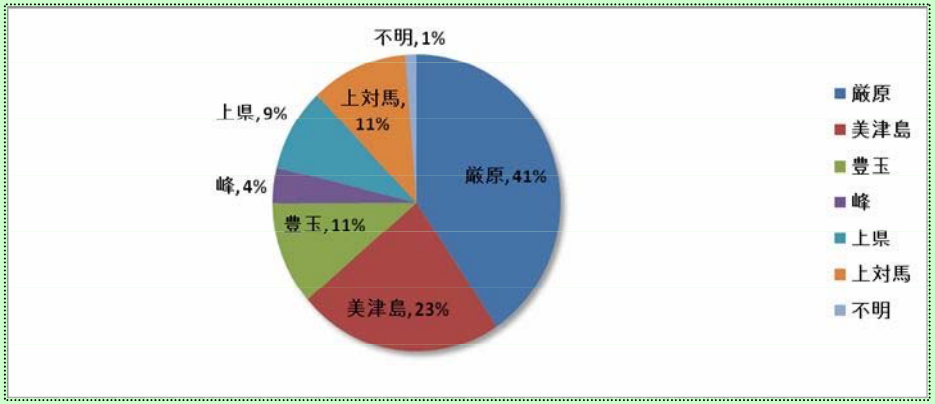

問　1

あなたは、対馬市において（仮称）対馬市市民基本条例の制定に向けて取り組んでいることを知っていますか？

○知っている方が2%、知らない方が97%とほんんどの学生が知らないという結果になっています。これからの対馬市を担っていく若い世代の意見は大変重要です。今後も高校へ定期的に情報発信しながら高校生の意見反映した条例づくりを進めていく必要があります。

知っている	知らない	不明
2%	97%	1%

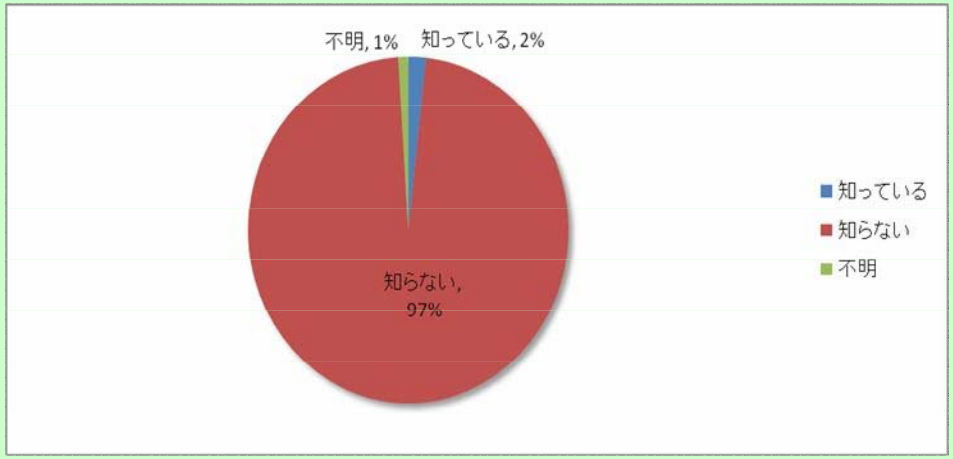

性別

男	女
51%	49%

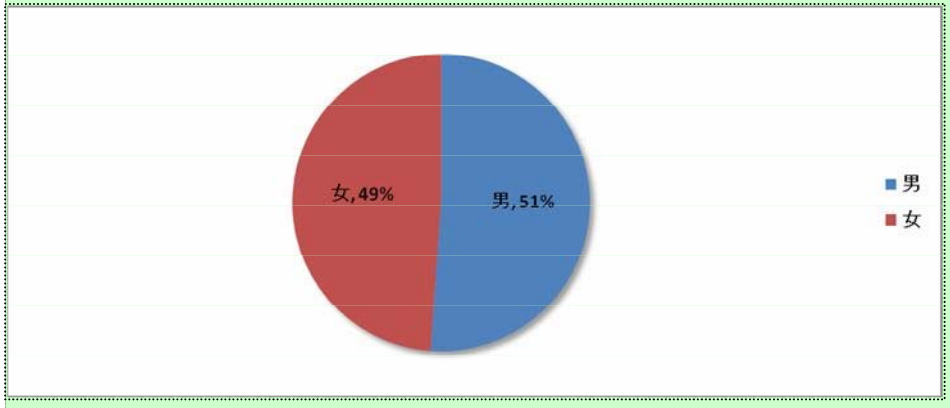

問　2
あなたは、これからの対馬のために大切にしたいことは、どんなことだと思いますか？
(複数回答可)

○自然環境を守っていくことが80%と一番高く、次いで地域経済の活性化が63%、観光の振興が34%、地域の絆が32%、第1次産業の振興が29%、韓国との関係が20%、協働のまちづくりが12%、先人達からの学びが10%となっています。

自然環境を守っていくこと	地域経済の活性化	観光の振興（交流人口拡大）	第1次産業（農林水産業）の振興	韓国との関係	先人達からの学び（雨森 芳洲先生・陶山 訥庵先生）	地域の絆	協働のまちづくりの推進（地域マネージャー制度）	その他
80%	63%	34%	29%	20%	10%	32%	12%	1%

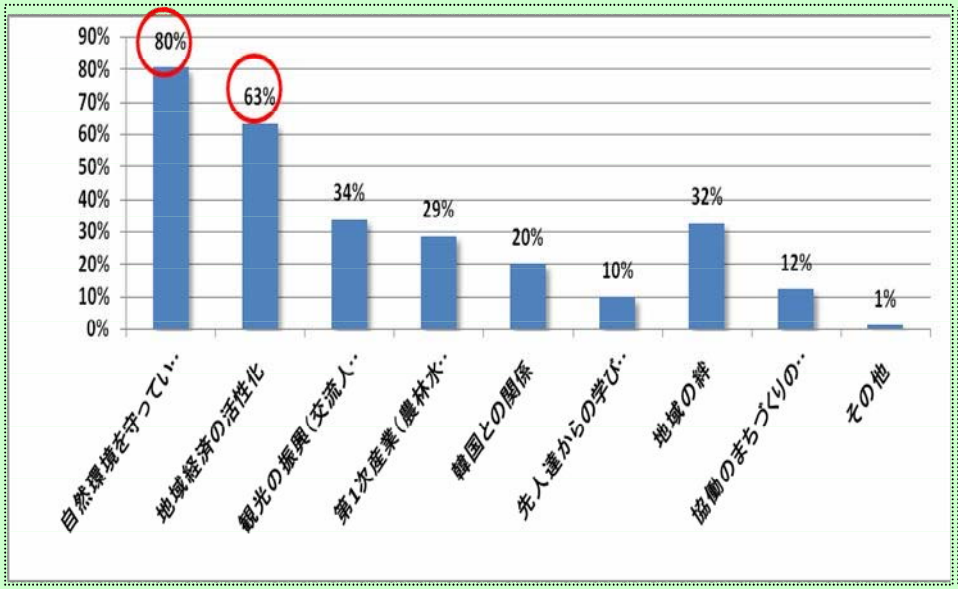

その他の意見
1．伝統文化を大切にすること
2．学校へ行くためのバス

問　3
あなたは、市民が主役のまちづくりを進めていくため自分自身に何が必要だと思いますか？
（複数回答可）

○対馬のことを知る、好きになることが62%と一番高く、次いで地域の活動に積極的に参加することが49%、ボランティア意識を持つことが38%、市政へ関心を持つことが29%、地域コミュニティに積極的に参加することが28%、自己の発言や行動に責任を持つことが22%となっています。

対馬のことを知る、好きになること	地域の活動に積極的に参加すること	ボランティア意識を持つこと	自己の発言や行動に責任を持つこと	地域コミュニティに積極的に参加すること	市政へ関心を持つこと	その他
62%	49%	38%	22%	28%	29%	1%

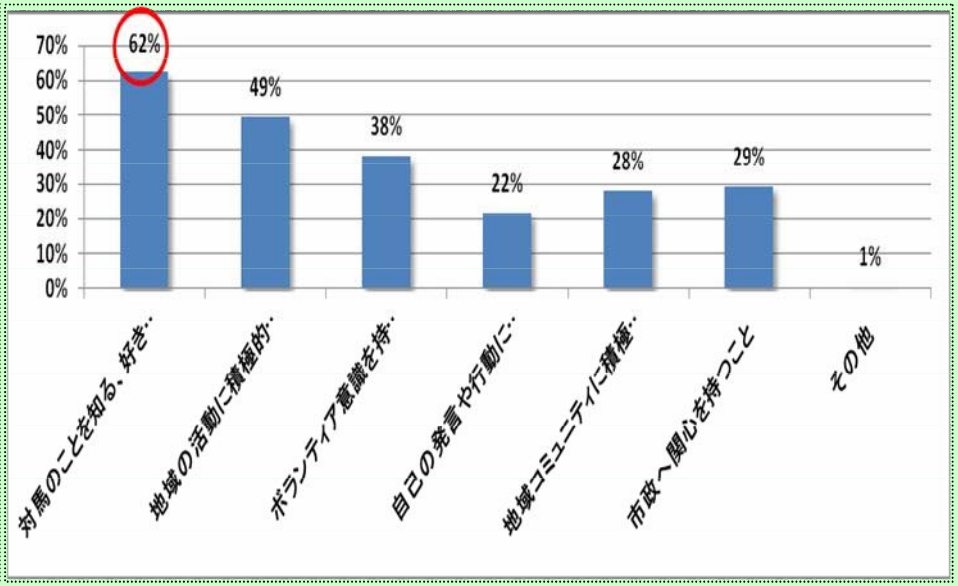

その他の意見
1．地域での人々の関係をより深くすること
2．あいさつをすること
3．町をきれいにすること

問 4
あなたは市民が主役のまちづくりを進めていくために、どのような事柄を検討すべきだと思いますか？（複数回答可）

○市民の声を反映する行政のあり方が56%と一番高く、次いでそれぞれ（市民、行政、議会等）の役割や責務についてが32%、市の事業を実施する際の市民参加のあり方が31%、市の政策を検討する際の市民参加のあり方が30%、行政情報の公開や説明のあり方29%、コミュニティ活動での市民参加のあり方が20%となっています。

それぞれ（市民、行政、議会等）の役割や責務について	市の政策を検討する際の市民参加のあり方	市の事業を実施する際の市民参加のあり方	行政情報の公開や説明のあり方	市民の声を反映する行政のあり方	コミュニティ活動での市民参加のあり方	その他
32%	30%	31%	29%	56%	20%	1%

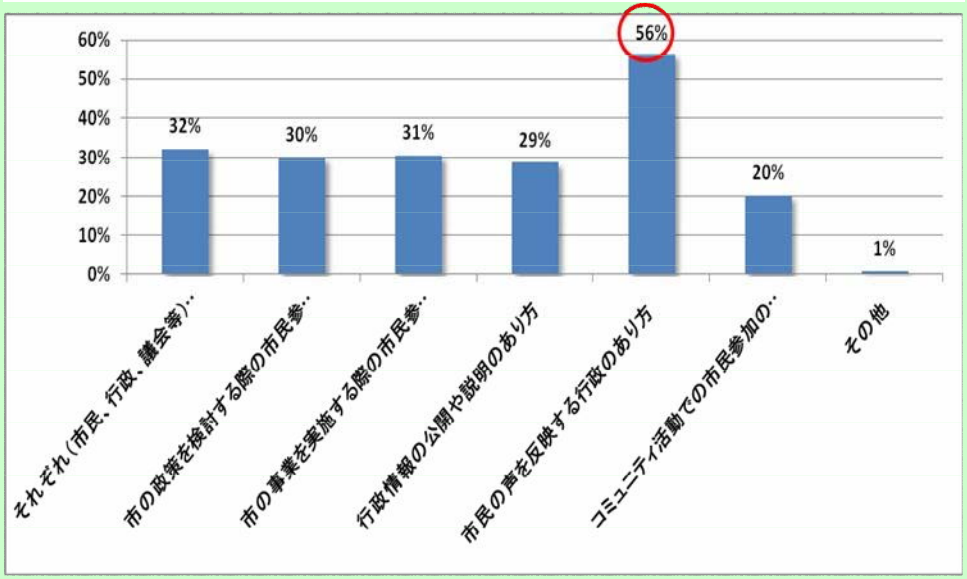

その他の意見
1．市長、市議のあり方
2．様々な年齢層の意見を聞き、反映させること

問 5
あなたは対馬市がもっと良くなるためにどんなことが必要だと思いますか？

主な意見
・自然を大切にすること
・対馬で就職できる場所を増やす
・若い人が遊べる場所を増やす
・韓国との交流を促進
・観光客を増やす
・対馬のことをもっと知り、対馬の良いところをもっとアピールする
・大学を対馬につくる
・経費節減
・経済の活性化
・交通の利便性向上（バス・フェリーなど）

（仮称）対馬市市民基本条例骨格たたき台

	大　項　目	小　項　目	説　　明
1	前　　文	前　　文	条例を策定した意義などを規定するものです。
2	総　　則	目　　的	条例は、何を目的とするかなどを規定するものです。
		定　　義	条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義するものです。
		自治の基本理念	市民参加の目標や進め方などを規定するものです。（情報共有・市民参画・協働など）
		自治の基本原則	
3	市　　民	市民の権利	自治運営において市民に保障されるべき権利などを規定するものです。
		市民の責務	自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務になどを規定するものです。
4	議　　会	議会の役割と責務	市民が直接選出した、市民の代表者としての議員の役割と責務などを規定するものです。
5	市長及び職員	市長の役割と責務	市民が直接選出した市の代表者としての市長の役割と責務などを規定するものです。
		職員の役割と責務	市民のために働くという認識の上で、職員の役割と責務などを規定するものです。
6	市政運営の基本	総合計画	最上位計画である総合計画を基本条例の基本理念に基づいて策定することなどを規定するものです。
		行政手続	行政の透明性を図るため、行政手続に関するルールなどを規定するものです。
		個人情報の保護	個人情報の保護に関することなどを規定するものです。
		財政運営	市が自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に選択していくことなどを規定するものです。
		行政評価	市政を効果的かつ効率的に運営するため、行政運営状況を評価することなどを規定するものです。
7	市民参加の推進	市民参加	市政の市民の意見の反映及び参加の仕組みなどを規定するものです。
		協働（共働）	協働の基本的な考え方などを規定するものです。（対馬市市民協働(共働)推進指針）
		住民投票	市政の重要課題について住民の意見を直接問えるようにすることなどを規定するものです。
8	情報共有の推進	情報共有	市民、市議会、行政が情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとすることなどを規定するものです。
		説明責任	行政として、施策についての説明責任などを規定するものです。
		情報公開	議会及び行政の情報公開に関することなどを規定するものです。
9	条例の改正	条例の改正	この条例が見直す必要がある場合などを規定するものです。

これからの対馬のために私たちが大切にしたいこと

（仮称）対馬市市民基本条例　前文（案）

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。

そして、行政として別々であった６つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。

今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに対馬市市民基本条例を制定します。

※目的案

（目的）

第１条　この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および行政の役割と責務ならびに情報共有と市民参画と協働による自治の基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

（仮称）市民基本条例他自治体の事例

自治体名	大和市		熊本市		福津市	
条例名	大和市自治基本条例		熊本市自治基本条例		福津市みんなですすめるまちづくり基本条例	
施行日	平成17年4月1日		平成22年4月1日		平成20年12月1日	
総則	第1条 第2条 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条	(目的) (最高規範性) (定義) (参加及び協働の原則) (情報共有の原則) (法令の自主解釈) (財政自治の原則) (対等及び協力の原則)	第1条 第2条 第3条 第4条 第38条	(目的) (定義) (自治の基本理念) (自治運営の基本原則) (最高規範性)	第1条 第2条 第3条	(目的) (定義) (基本理念)
市民	第9条 第10条 第11条 第12条	(市民の権利) (市民の責務) (子ども) (地域コミュニティ)	第5条 第6条	(市民の権利) (市民の責務)	第4条 第5条	(市民の責務) (事業者等の責務)
議会及び議員	第13条 第14条	(市議会の責務) (市議会議員の責務)	第7条 第8条	(市議会の役割) (市議会議員の責務)	第6条	(市議会の責務)
市長及び職員	第15条 第16条	(市長の責務) (市職員の責務)	第9条 第10条 第11条	(市長の責務) (市長等の役割) (市の職員の責務)	第7条	(市の責務)
行政運営の基本	第17条 第18条 第19条 第20条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条	(総合計画) (運営原則) (執行機関の組織) (行政評価) (個人情報の保護) (行政手続) (出資法人に対する指導等) (財政の健全性の確保) (財産管理) (財政状況等の公表)	第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第20条 第24条 第26条	(市政の基本原則) (総合的かつ計画的な市政) (効率的かつ効果的な市政) (組織体制) (総合的な行政サービス) (人事体制) (公益通報制度) (行政手続) (危機管理) (個人情報保護)	第8条 第14条	(総合計画等) (行政評価)
市民参加の推進	第30条 第31条	(住民投票) (住民投票の請求等)	第19条 第21条 第23条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条	(審議会等) (意見等の取扱い) (公的オンブズマン) (参画の原則) (青少年・子どもの参画) (協働の原則) (市民参画・協働のための仕組み) (参画と協働によるまちづくり条例) (地域コミュニティ活動) (市民公益活動) (住民投票) (住民投票の請求及び発議)	第9条 第10条	(市民参画) (共働)
情報共有の推進	第21条 第22条	(説明責任) (情報公開)	第22条 第25条 第26条	(説明責任) (情報共有の原則) (個人情報保護)	第12条 第13条	(情報の共有) (説明責任)
身近な地域におけるまちづくりの推進			第37条	(自治推進委員会)	第11条	(地域づくり)
他の自治体などとの連携・協力	第32条	(他の自治体との連携)	第36条	(国、他の地方公共団体等との連携)		
市民自治によるまちづくりに関する施策などの評価及び条例の見直し			第39条	(条例の見直し)	第15条	(条例の見直し)
その他	第29条	(厚木基地)				

自治体名	ニセコ町		高松市	
条例名	ニセコ町まちづくり基本条例		高松市自治基本条例	
施行日	平成13年4月1日		平成22年2月15日	
総則	第1条	(目的)	第1条	(目的)
	第2条	(情報共有の原則)	第2条	(定義)
	第3条	(情報への権利)	第3条	(条例の位置付け)
	第4条	(説明責任)	第4条	(自治の基本理念)
	第5条	(参加原則)	第5条	(自治の基本原則)
	第55条	(この条例の位置付け)		
	第56条	(条例等の体系化)		
市民	第10条	(まちづくりに参加する権利)	第6条	(市民の知る権利)
	第11条	(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)	第7条	(市民の参画の権利)
	第12条	(まちづくりにおける町民の責務)	第8条	(市民の役割と責務)
	第13条	(まちづくりに参加する権利の拡充)		
議会及び議員	第17条	(議会の役割)	第9条	(議会の役割と責務)
	第18条	(議会の責務)	第10条	(議員の役割と責務)
	第19条	(議会の組織等)		
	第20条	(議会の会議)		
	第21条	(会議の公開)		
	第22条	(議会の会期外活動)		
	第23条	(政策会議の設置)		
	第24条	(議員の役割及び責務)		
市長及び職員	第25条	(町長の責務)	第11条	(市長の役割と責務)
	第26条	(就任時の宣誓)	第12条	(執行機関の役割と責務)
	第27条	(執行機関の責務)	第13条	(職員の責務)
	第28条	(政策法務の推進)		
	第29条	(危機管理体制の確立)		
	第30条	(組織)		
	第32条	(意見・要望・苦情等への応答義務等)		
	第33条	(意見・要望・苦情等への対応のための機関)		
	第34条	(行政手続の法制化)		
	第35条	(法令の遵守)		
行政運営の基本	第36条	(計画過程等への参加)	第25条	(総合計画)
	第37条	(計画の策定等における原則)	第26条	(財政運営)
	第38条	(計画策定の手続)	第27条	(説明責任等)
	第39条	(計画進行状況の公表)	第28条	(行政手続)
	第40条	(総則)	第29条	(行政評価)
	第41条	(予算編成)	第30条	(外部監査)
	第42条	(予算執行)	第31条	(公益通報)
	第43条	(決算)	第32条	(政策法務)
	第44条	(財産管理)	第33条	(行政組織の編成)
	第45条	(財政状況の公表)	第34条	(危機管理体制の整備等)
	第46条	(評価の実施)	第35条	(国および他の地方公共団体との連携・協力)
	第47条	(評価方法の検討)		
市民参加の推進	第14条	(コミュニティ)	第17条	(地域のまちづくりへの参画)
	第15条	(コミュニティにおける町民の役割)	第18条	(市政への参画)
	第16条	(町とコミュニティのかかわり)	第19条	(パブリックコメント手続)
	第31条	(審議会等の参加及び構成)	第20条	(附属機関等の委員の公募)
	第48条	(町民投票の実施)	第21条	(住民投票)
	第49条	(町民投票の条例化)	第22条	(協働の推進)
	第54条	(条例制定等の手続)	第23条	(地域コミュニティ協議会)
			第24条	(市民活動団体)
情報共有の推進	第6条	(意思決定の明確化)	第14条	(情報の共有)
	第7条	(情報共有のための制度)	第15条	(情報公開)
	第8条	(情報の収集及び管理)	第16条	(個人情報の保護)
	第9条	(個人情報の保護)		
身近な地域におけるまちづくりの推進				
他の自治体などとの連携・協力	第50条	(町外の人々との連携)		
	第51条	(近隣自治体との連携)		
	第52条	(広域連携)		
	第53条	(国際交流及び連携)		
市民自治によるまちづくりに関する施策などの評価及び条例の見直し	第57条	(この条例の検討及び見直し)	第36条	(条例の検証)
			第37条	(条例の見直し)
その他				
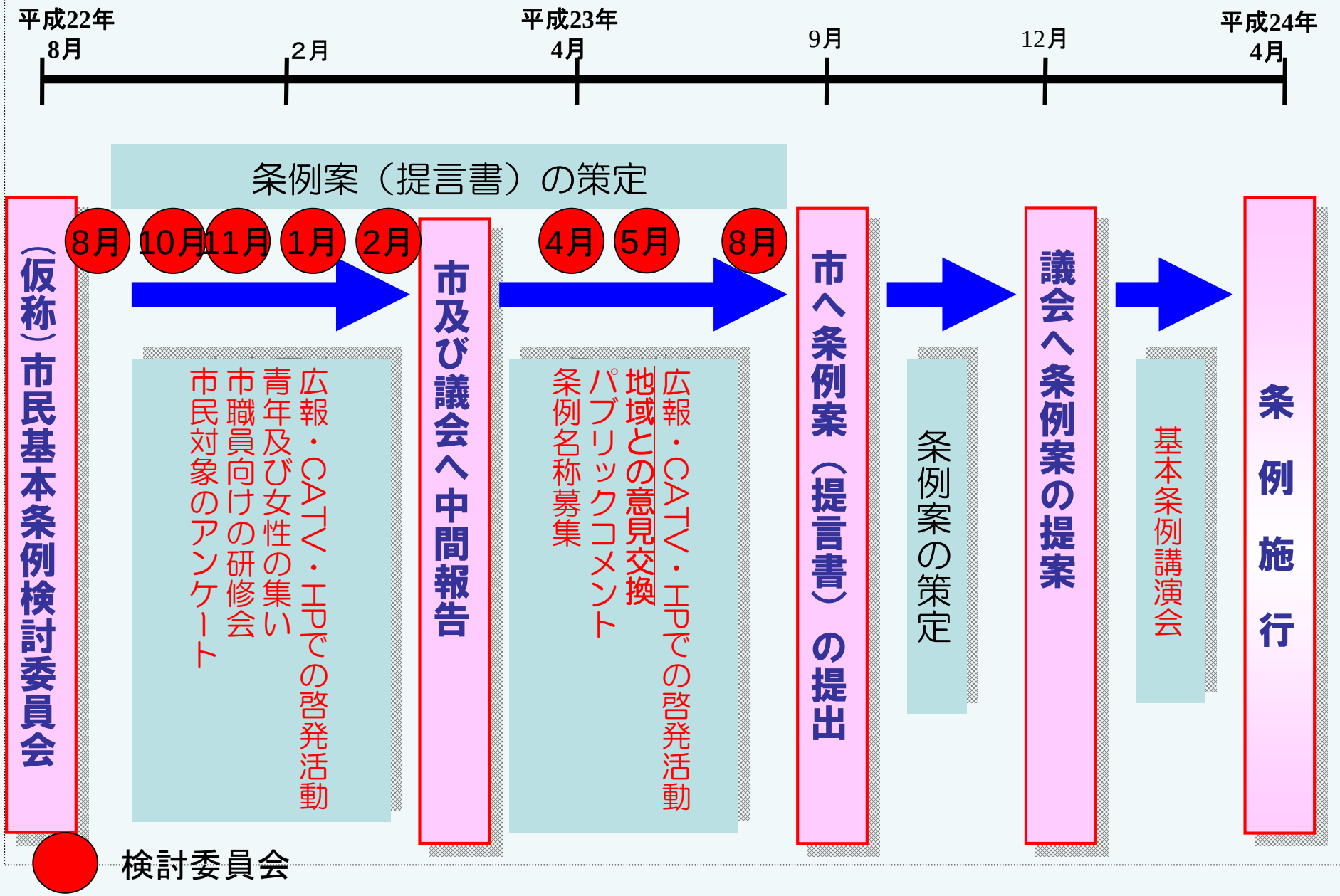
（仮称）市民基本条例策定に向けての流れ（スケジュール）